

神奈川県社保協ニュース

神奈川県社会保障推進協議会 【NO. 24-2】 2024年7月31日発行
横浜市中区桜木町3-9平和と労働会館6F TEL045-201-3900・FAX045-212-5745

「保険証残してください」署名46筆！！

7.18 伊勢佐木町宣伝



7月18日（木）、猛暑の中、9団体24人が参加して「なくすな保険証！神奈川県連絡会」の伊勢佐木町有隣堂前の宣伝行動を実施しました。

12月2日には健康保険証が使いなくなるようなキャンペーンがすすめられていることから、「いまの保険証が一年間使える」こと、その後も「マイナ保険証にしなくても医療にはかかれる」ことを話し、「保険証を残してください署名を広げています」と訴えると、「保険証なくすなんてとんでもない」「困ってしまう」の声。暑さで人通りも少なかったのですが、用意したチラシ・ティッシュ500枚が40分程度でなくなり、次々と署名台に押し寄せ、署名46筆集まりました。

「なくすな保険証！神奈川県連絡会」の次回の宣伝行動は、8月22日（木）16:00～伊勢佐木町有隣堂前で実施予定。9月14日（土）15:30～保険医協会が横浜駅西口で宣伝行動を実施する予定で、連絡会として合流します。各団体からの積極的な参加をお願いします。

県・市町村の9月議会への意見書採択の請願・陳情運動をすすめる

県・市町村の9月議会と後期高齢者医療神奈川県広域連合議会（8月23日開催）への意見書採択の請願・陳情運動をすすめます。次ページの陳情書のひな型「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出」を参考に、各団体、地域社保協からの提出をお願いします（神奈川県内では、すでに座間市、愛川町、鎌倉市、海老名市、南足柄市、葉山町で国に「現行の保険証を残す」意見書を提出しています）。

10月を「なくすな保険証！大宣伝月間（仮称）」とし、全県で取り組む

10月を「なくすな保険証！大宣伝月間（仮称）」とし、全県で宣伝・署名行動に取り組みます。10月20日に横浜そごう前広場で開催される「医療・健康フェスティバル」（保険医協会主催）をメインに位置づけ参加をすすめます。

「連絡会」として、宣伝物（チラシ・ポケットティッシュ、のぼり、横断幕など）・署名などの提供をすすめます。

9月に行われる「税と社会保障一体改革反対・全県一斉宣伝行動」でも、消費税減税とあわせて「残してください健康保険証」署名を広げましょう。

秋に全33市町村の国保担当課との懇談を実施する

昨年に引き続き、秋に全33市町村の国保担当課と懇談し、市町村国保の保険料（税）と、健康保険証の存続、「資格確認書」の全員交付を要請します。具体的な日時は、各市町村と調整し確定し発表します。地域・団体から多くの方の参加をお願いします。

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情

1. 陳情の要旨

国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルが未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証の使用率は令和6年6月時点で9.90%にすぎません。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っていますが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。

わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

2024年 月 日

陳情提出者（住所、団体名、代表者名、電話番号）

〇〇市（町村）議会議長様

最低賃金目安答申・時給50円アップ！神奈川県1162円に！

7月25日、厚労省の中央最低賃金審議会は、最低賃金を全国加重平均で50円（5.0%）増の1054円とする目安を決定しました。引き上げ幅は過去最高ということですが、物価高で生活が苦しい非正規にとっては要求にほど遠い額です。

目安答申では、神奈川県の時間額は1162円となります。しかし神奈川県の最低賃金はこれだけ上がったわけではありません。目安答申を受けて、神奈川県の地方最低賃金審議会では、8月5日に、10月1日から実施予定の最低賃金を決定します。



神奈川労連などが意見書提出「最低賃金をただちに1500円以上に」

7月19日、神奈川労連などをつくる「FIGHT FOR 1500神奈川実行委員会」は、神奈川県最低賃金審議会に「最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立を求める署名」2882筆と、同審議会会長と神奈川労働局長にあてた意見書を、労働局に提出しました。

この日の提出前には、労働局前で集会を開き、「最低賃金を大幅に引き上げろ」と訴えました。提出後の神奈川県庁での記者会見で、実行委員会の安部栄子事務局長（生協労連ユーコープ労組）は、「最低賃金は一律1500円以上」という要求は、「科学的な最低生計費調査に基づく労働者の生計費の水準」、「国による中小企業支援を義務にすべき」、「パートやアルバイトであっても、1日8時間働けば普通の水準であるべき」と訴えました。

かながわ高齢期のつどい in 港南 300 人を超える参加!!

第16回を迎えた「輝け高齢期のつどい」は、7月10日（水）横浜市港南公会堂を会場に開催しました。開催は例年より遅れ、夏の猛暑の中となりましたが、県内各地から300人を超す参加がありました。

今年のテーマは『世界に平和を!憲法と高齢者の人権を守ろう～軍拡No!社会保障を拡充する政治を』と題して行いました。

つどいのメイン公演は、女性講師・田辺鶴英さんによる「人生講談」でした。田辺さんが体験した高齢者介護の実態を、映像を交えて語り、参加者からは「介護の考え方が変わりました」「高齢者問題に焦点を当てたのが良かった」との感想が寄せられています。語りと映像を交えた公演は、講談だけと違い、インパクトがありました。

オープニングは、お馴染みの松平晃さんのトランペット。特別報告として「ノースドックの米軍揚陸艇部隊配備」では、軍事強化をはかる政府に反対する運動を報告しました。「横浜市民だが、知らなかった。できれば現地の見学会をやってほしい」という要望が寄せられています。基調報告は、「高齢者人権宣言から見た現状と運動」を中心に、医療・介護、社会保障制度の充実を求める要求の実現に向けたこの一年間の活動とこれからの行動を提起。「高齢者の人権を守るために黙っていない高齢者として行動しましょう」と呼びかけました。

恒例の出し物は、和楽器演奏と神奈川合唱団による「うた声」。和楽器の演奏は、プロ並みの実力者7人による演奏と歌で、民謡5曲を演奏。うた声は、ピアノ演奏で8人による合唱でお馴染みの曲が披露されました。

会場となった港南公会堂は、新しい建物で設備も整備され、ひまわりを模した椅子が映え、何よりも市営地下鉄の港南中央駅から直結という絶好の地の利だったこともあり、気持ちよく利用できました。年金者組合が日常的に利用していた施設でもあり、要員の配置も舞台の設営、音響、照明などもスムーズに行われました。

「休憩時間がなかった」「会場が寒かった」「熱中症対策をしてほしかった」といくつかの改善要望も出されましたが、参加者の3分の1もの感想文、配布した署名も例年になく多く集まりました。準備の遅れや体制の不十分さもあり心配しましたが、日程も半日、内容もコンパクトにして実施、集まった感想文のほとんどが「良かった」という評価でした。紙面を通じて、物心両面のご支援・ご協力にお礼申し上げます。

(高齢期運動連絡会・伍淑子事務局長より)

秋の県交渉に向けた各分野の要求を討論!!

県民連夏季討論集会

7月15日、県民要求連絡会の夏季討論集会が開催され、オンラインを含めて21団体36人参加しました。神田敏史県民連事務局長が基調報告し、各団体から11月の交渉に向けた各分野の要求案が出され、報告・論議しました。8月1日に神奈川県への要求提出・交渉とすることを確認しました。

県社保協は、「医療・介護・福祉の提供体制維持などの対策」、「医療費助成制度」、「介護保険」、「国民健康保険」、「後期高齢者医療制度」、「高齢者の聴力検査、補聴器助成」などの改善を求める項目を要求としました。

マイナ保険証に一元化問題では、以下の3点を神奈川県への要求としました。

- ①神奈川県として国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を要請すること。
- ②現行の健康保険証の発行がなくなる場合、マイナ保険証を持っていない人に「資格確認書」が発行されることとなっている。マイナ保険証を持たない人全員に資格確認書が発行されること。マイナ保険証を持っている人から申請があれば資格確認書を発行すること。
- ③神奈川県として、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードへの健康保険証の紐づけは任意であることを県民に周知すること。



